



とうほくふるさと情報

H27年5月版①

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



常磐自動車道が全線開通しました

1. 避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）内に位置する広野インターチェンジ（IC）～南相馬 IC 間を走行するにあたり注意すべき点などを、あらためて確認しましょう（NEXCO 東日本ホームページより抜粋、<http://jobando.jp/information/taio.html>）。

広野 IC～南相馬 IC 間で搭乗車が事故や故障が発生したら

NEXCO 東日本は、広野 IC～南相馬 IC 間に限り、事故や故障により自走不能となっても、速やかに最寄りの IC へ移動できるようレッカー車等の手配を行っています。

一般の事故や故障同様、次の手順に従って行動しましょう。追突等 2 次災害に巻き込まれる恐れがあるので、車内で待つのは危険です。

- (1) 事故などでやむを得ず停止した場合は本線・路肩を歩き回らないでください。
- (2) ハザードランプを点灯し後続車へ合図をしてください。発煙筒や停止表示機材（三角停止板）でさらに後続車への合図をおくってください。
- (3) 運転者も同乗者も全員、通行車両に注意しながら車を降り、ガードレールの外など安全な場所へ、速やかに避難します。車内や車の前後で待機するのは危険です。
- (4) 110 番、非常電話、道路緊急ダイヤル（#9910・携帯電話からも掛けられます）などで、事故又は故障の状況を通報してください。

※放射線対策上の留意点

避難後は、放射性物質の溜まりやすい茂みや水たまりなどの無い場所に待機しましょう。空間放射線量は、駆け付けた交通管理隊員に尋ねることができます。

広野 IC～南相馬 IC 間を走行した際の被ばく線量や日常生活での被ばく量との比較などの情報は、常磐道専用ホームページ <http://jobando.jp> で得られます。

2. 今年 4 月以降の被災者支援のための無料高速道路通行措置について

平成 24 年 4 月 1 日から実施されている原発事故による母子避難者等及び警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置が、平成 28 年 3 月 31 日（木）24 時まで継続されることになりました。当該措置の対象者、対象車種、対象走行及び利用方法はこれまでと同様です。

但し、被災後に運転免許証を更新された方は、被災時に警戒区域等に居住していたことを確認するため、別途り災又は被災証明書や住民票の写し等が必要になります。また、り災又は被災証明書を確認書面として提示される場合は、名義人（申請者）の住所に基づいて確認が行われます。り災・被災した物件の所在地、被災場所は住所（居住地）に該当しません。

詳細は、同ホームページ内 http://jobando.jp/information/muryo_sochi.html で知ることができます。



岩手

松原再生へ取組本格化 陸前高田で試験植栽

試験植栽は元農地に盛り土し、土の締め固め具合が異なる3試験区にクロマツとアカマツの苗木を植えて根の張り具合などを調べる。陸前高田市の高田松原を守る会（鈴木善久会長）に、被災地の海岸林再生活動に携わる一般財団法人ベターリビング（東京都千代田区）、日本緑化センター（同港区）が資金や技術面で支援。同日は3団体関係者やボランティアら約40人が参加した。

（岩手日報 web news2015/4/20 より抜粋）



宮城

仮設集約化 気仙沼市16年度から

小中学校の校庭や民有地、復興事業用地にある市内19団地約370戸を対象とし、最寄りの拠点団地に引っ越しをもらう。16年6月末に転居を求める仮設住宅は気仙沼中、条南中、大峠山、市総合体育館、松岩中、水梨小、松崎柳沢、階上中、面瀬中、大島中、小原木小、漁火パーク、中井小、小泉中、津谷小、天ヶ沢の16団地。16年9月末に大谷中、同12月末に鹿折中、17年3月末に赤岩杉ノ沢を対象に、それぞれ転居を求める。

19年3月には全ての仮設住宅を解消させる考え。

（河北新報 online news2015/4/14 より抜粋）



福島

29年春までに避難解除 飯舘村が新目標 役場は来春にも帰還

早ければ6月にも国や村議会と協議し、来春から1年間のいずれかの時期を新たな帰還目標とする。現時点では、居住制限と避難指示解除準備の両区域を一斉解除する案を検討している。菅野典雄村長は「村民の心身は避難生活に耐えられる限界に近づいている。帰還目標を決めることは、住民の希望につながる」としている。

役場機能の本庁舎への移転は、村内の生活環境整備を本格化させるのが狙い。村内では今後、老朽化した公民館と南相馬消防署飯舘分署、村営住宅、道の駅など重要施設の整備が始まる。（福島民報 2015/4/21 より抜粋）

面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）


●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。